株主各位

本 店 大阪市中央区南船場一丁目17番26号 東京本部 東京都新宿区新小川町4番1号

> 株式会社 ア プ ラ ス 取締役社長 常 峰 仁

# 臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

今回の臨時株主総会には「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

また、B種優先株主様、C種優先株主様、D種優先株主様、E種優先株主様、 F種優先株主様、G種優先株主様およびH種優先株主様による各種類株主総会 におきまして、別途会社法上必要とされるご決議をいただく予定です。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会それぞれの各議案につき賛否をご表示の上、平成22年3月15日(月曜日)午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. **日 時** 平成22年3月16日(火曜日)午前10時
- 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店20階 レセプションルーム

3. 株主総会の目的事項

【臨時株主総会】

報告事項

決議事項

第1号議案 自己株式取得の件(1)(D種優先株式)

第2号議案 自己株式取得の件(2)(E種優先株式)

第3号議案 自己株式取得の件(3)(普通株式)

第4号議案 定款一部変更の件

# 【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

議 案 定款一部変更の件

### 4. 代理人によるご出席の場合

代理人が株主総会に出席される場合、その代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会にご出席の際に、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以 上

<sup>◎</sup> 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<sup>◎</sup> 株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(http://www.aplus.co.jp/)において掲載することにより、お知らせいたします。

# 報告 事項

当社は、新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの主要な子会社として、株式会社新生銀行が保有する低コストで安全性、柔軟性の高い手法を活用したITインフラ基盤を構築することで業務の効率化を図り、消費者信用マーケットにおいて差別化を追求することにより企業価値の向上に取り組んでおります。

平成16年9月、当社は、株式会社新生銀行と全面的な業務・資本提携を行い、収益基盤の拡大・安定化を実現するため、収益構造の転換や業務効率の向上、財務基盤の強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、改正貸金業法の段階的な施行に伴う、いわゆるグレーゾーン金利問題の拡大や総量規制の導入に向けた動きに加え、消費者保護の意識の高まりを背景に割賦販売法が改正されるなど、当社を取り巻く経営環境は大きく変化し、消費者信用マーケットが急速に縮小するとともに信販会社における社会的責任が一段と強まっております。このような中、一昨年来の世界的な景気後退による個人消費の不振が経営環境をいっそう厳しいものとしております。

今後につきましても、当社を含め業界全体にとって厳しい経営環境が当面続くものと予想されることから、より迅速かつ的確な経営判断に基づく事業戦略を遂行し、消費者信用マーケットにおいてお客さまが求める以上の高いレベルのサービスを提供することが重要と考え、株式会社新生銀行との一体性を強め、資本の質の充実を図るための資本政策の実施が必要との判断に至りました。

具体的には、株式会社新生銀行との全面提携後の平成17年2月に発行したD種優先株式の全部または一部およびE種優先株式の一部の取得・消却ならびに、普通株式の一部の取得・消却を通じて、同行の株式保有割合を向上させることにより、資本政策の柔軟性の確保、事業戦略の実現性を高めていくことを検討しております。これらに伴いまして、E種優先株式について規定する当社定款の一部変更を検討しております。

上記に加え、当社が取得を予定しておりますD種優先株式は、未払配当金が将来にわたり繰り越される累積型であり、また、現時点で年率4%の配当率が平成24年4月以降は増加するという配当条件となっております。E種優先株式につきましては、配当非累積型であり、現在の配当率は年率1.5%ですが、D種優先株式と同様に平成24年4月以降は配当率が増加するという配当条件となっております。このため、今回、D種優先株式およびE種優先株式を取得・消却することにより、将来の配当負担の軽減をも図ることができるものと考えております。

不透明な経営環境下、株式会社新生銀行との連携を一段と強化することは、 資本政策の柔軟性を高めるとともに、今まで以上に迅速かつ的確な意思決定や 経営戦略の立案を可能とするものと考えております。安定的な資本構成を裏づ けとした事業展開、着実な戦略プランの遂行は、当社企業価値の拡大に資する ものであり、株主の皆様の利益につながるものと考えております。

株主の皆様には、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 臨時株主総会参考書類

#### 第1号議案 自己株式取得の件(1)(D種優先株式)

報告事項にお示ししましたとおり、当社を取り巻く現在の経営環境に鑑み、株式会社新生銀行との一体性を強め、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により企業価値を拡大するとともに、配当負担の軽減を図ることを目的に、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下の1. ないし3. に記載の要領で自己株式を取得することについてご承認をお願いするものであります。

- 1. 取得する株式の種類および数 株式会社アプラスD種優先株式 14,000,000株 (上限)
- 2. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額 金銭 28,560,000,000円(上限)
- 3. 株式を取得することができる期間 平成22年3月17日から平成23年3月16日まで

#### 第2号議案 自己株式取得の件(2)(E種優先株式)

報告事項にお示ししましたとおり、当社を取り巻く現在の経営環境に鑑み、株式会社新生銀行との一体性を強め、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により企業価値を拡大するとともに、配当負担の軽減を図ることを目的に、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下の1.ないし3.に記載の要領で自己株式を取得することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第4号議案「定款一部変更の件」が承認されること、ならびに普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様、D種優先株主様、E種優先株主様、F種優先株主様、G種優先株主様およびH種優先株主様による各種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

- 1. 取得する株式の種類および数 株式会社アプラスE種優先株式 500,000株(上限)
- 2. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額 金銭 1,007,500,000円 (上限)
- 3. 株式を取得することができる期間 平成22年3月17日から平成23年3月16日まで

## 第3号議案 自己株式取得の件(3)(普通株式)

報告事項にお示ししましたとおり、当社を取り巻く現在の経営環境に鑑み、株式会社新生銀行との一体性を強め、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により企業価値を拡大することを目的に、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下の1.ないし3.に記載の要領で自己株式を取得することについてご承認をお願いするものであります。

- 取得する株式の種類および数 株式会社アプラス普通株式 30,000,000株(上限)
- 2. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額 金銭 3,000,000,000円 (上限)
- 3. 株式を取得することができる期間 平成22年3月17日から平成23年3月16日まで

## 第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

報告事項にお示ししましたとおり、当社を取り巻く現在の経営環境に鑑み、株式会社新生銀行との一体性を強め、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により企業価値を拡大することを目的に、D種優先株式、E種優先株式および普通株式の取得を予定しておりますが、これらの手続を実施する上で所要の変更を行うものであります。(変更定款案第12条の4)

なお、本議案は、普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様、 D種優先株主様、E種優先株主様、F種優先株主様、G種優先株主様 およびH種優先株主様による各種類株主総会において「定款一部変更 の件」が承認されることを条件とします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款			変更定款案		
第2章の2 優先株式			第2章の2 優先株式		
第12条の4	(E種優	先株式)	第12条の4	(E種優	先株式)
1. <b>∼</b> 6.		(省略)	1. <b>∼</b> 6.	(現	見行のとおり)
(優先株式の取得)			(優先株式の取得)		
7.	当会社は	、D種優先株式の発	7.	当会社は	、いつでもE種優先
	行済み株	式総数が0となった		株式を取	得することができ
	時以降、	いつでもE種優先株		る。	
	式を取得	することができる。			
8. <b>~</b> 12.		(省略)	8. ∼12.	(現	見行のとおり)

以上

## 普通株主様による種類株主総会参考書類

## 議 案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

報告事項にお示ししましたとおり、当社を取り巻く現在の経営環境に鑑み、株式会社新生銀行との一体性を強め、安定的な資本構成を裏づけとした事業展開により企業価値を拡大することを目的に、D種優先株式、E種優先株式および普通株式の取得を予定しておりますが、これらの手続を実施する上で所要の変更を行うものであります。(変更定款案第12条の4)

なお、本議案は、臨時株主総会第4号議案「定款一部変更の件」が承認されること、ならびにB種優先株主様、C種優先株主様、D種優先株主様、E種優先株主様、F種優先株主様、G種優先株主様およびH種優先株主様による各種類株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

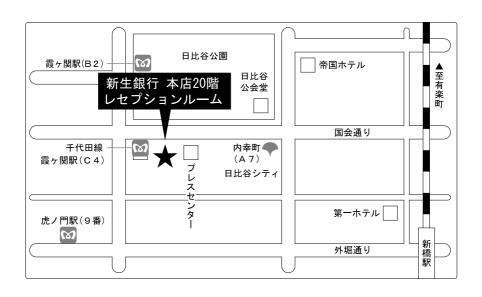
#### 2. 変更の内容

変更の内容は、臨時株主総会参考書類の第4号議案「定款一部変更 の件」「2. 変更の内容」に記載のとおりであります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店20階 レセプションルーム



東京メトロ千代田線・日比谷線<br/>丸ノ内線<br/>銀座線霞ヶ関駅<br/>リ<br/>(B2出口より徒歩約5分)<br/>(B2出口より徒歩約6分)<br/>(9番出口より徒歩約6分)<br/>(A7出口より徒歩約2分)<br/>JR都営三田線<br/>新橋駅(日比谷口より徒歩約1分)

※ 会場には駐車場がございませんので、最寄りの交通機関をご利用の上、 ご来場賜りますようお願い申し上げます。